

小樽市の助成制度

報酬助成

小樽市では、成年後見制度を利用した方で、後見人等に対する報酬費用の負担が困難な方に対し、必要な費用を助成しています。

【対象者】

- (1) 小樽市に住所を有する者。ただし、小樽市内の施設等への入所等により小樽市へ転入した者のうち、介護保険等の実施機関が小樽市以外の市区町村となっている者を除く。
- (2) 小樽市に住所を有しない者のうち、小樽市外の施設等への入所等に伴い小樽市から転出し、介護保険等の実施機関が小樽市となっている者。

報酬助成の対象となる方

上記の(1)又は(2)の要件に該当する被後見人等(本人)で、以下の要件を満たす場合、被後見人等(本人)又は後見人等が申請することができる
(ただし、小樽市長による申立てを行ったもの以外については、令和7年4月1日以降に後見開始の審判請求を行ったものの報酬に限る)

後見人等が親族以外の方で、被後見人等(本人)が以下のいずれかに該当する方

- ①本人が生活保護受給者
- ②その他、報酬を負担することが困難であると認められる者(※1)

(※1) 事前に市にお問い合わせください。
上記の基準日は、交付申請を行った日です。

助成の内容(家庭裁判所が決定した報酬額のうち、以下を限度とした額)

- ア 本人が在宅の場合 月額 20,000円
- イ 本人が施設等に入所している場合 月額 10,000円

助成の対象期間 家庭裁判所が決定した報酬付与の期間のうち、直近の24か月以内

助成申請の手続き

